

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	第8回福津市共働推進会議
開催日時	令和5年6月9日（金）午後2時00分から午後4時00まで
開催場所	福津市役所 本館2階大会議室
委員名	（1）出席委員 嶋田 暁文、依田 浩敏、奥 弘子、小林 真理、富松 享一、中川 孝晃、三ッ橋美津子、山口 覚、山田 雄三
所管課職員職氏名	市民共働部長 香田 知樹 市民共働部地域コミュニティ課長 石井 啓雅 地域コミュニティ課市民共働推進係長 井上 真智子 地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子 地域コミュニティ課郷づくり支援係 折居 鈴香
議 題 (内 容)	・ 中間報告骨子案について ・ 郷づくり地域との対話の場について
	公開・非公開の別 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由
	傍聴者の数 3名
	資料の名称 ・ 次第 ・ 資料1 中間報告 骨子（案） ・ 資料2 論点整理表 ・ 資料3 郷づくり地域別ヒアリング整理表【委員抽出後】 ・ 資料4 福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について ・ 資料5 令和5年度予算資料 各郷づくり地域の交付金交付予定額 ・ 資料6 令和5年度福津市郷づくり交流センター管理運営の手引き ・ 資料7 福津市郷づくり交流センター条例、福津市郷づくり交流センター条例施行規則 ・ 資料8 郷づくり拠点整備方針 ・ 資料9 福津市地域担当制実施要綱 ・ 委員からの提案（当日配布） ・ 郷づくり推進事業交付金の会計処理の留意事項（当日配布）
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 委員による確認
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 会長あいさつ

2. 中間報告骨子案について

事務局

資料を基に説明。

資料1は骨子案の大まかなイメージである。資料2は5つの柱ごとに表を作成している。大論点と中論点は、資料3の委員の皆さんから抽出いただいた内容を考慮したうえで、事務局で案として作成した。大論点は「必要性」「条件整理」「推進」「強化」という言葉で区別している。「必要性」は、今後見直しの可能性を検討していくイメージ。「条件整理」は、今ある状況、制度を再度確認していくイメージ。「推進」「強化」は、重要度が高く、策を練って実行していくイメージである。資料2の改善・解決策の部分は、資料の委員からの提案を参考に今後内容を詰めていく予定である。

資料4、5、郷づくり推進事業交付金の会計処理の留意事項は資料2

(1)の関連資料。資料6、7、8は資料2(2)の関連資料、資料9は資料2(4)の関連資料となる。

会長

以上の説明に対する質問等あればお願いしたい。

今日いただいた資料が今の郷づくり関係の根本的な規定になっているため、これらをすべて改正していくというイメージになると思う。

副会長

資料4の内容について修正を加えることになった場合、手続きの流れはどのようなになるのか。

事務局

交付要綱自体は議会を通さず市役所内の決裁でできる。しかし、予算的なものが大きく絡むところがあるため、事前に財政部局や内容に応じて市長等に相談の上、改正していくことになると思われる。

会長

一般的に、条例は議会、規則は首長、要綱は原則各課が関連部局と協議して制定されるが、予算が絡むことは担当課単独で承諾するというわけにはいかないということになる。

委員

資料2にある大論点と中論点はどのような関係性なのか。大論点、中論点に何が書かれているのか読み取れない部分がある。

事務局

地域から出た問題を行政側で捉え直すという作業をさせていただいた。大論点は抽象的な表現を入れた形になっており、中論点は少し具体性が盛り込まれている。大論点に対して論点をもう少し具体化するために中論点がある。もしかすると、さらに具体化した小論点というのがあってもいいのかもしれない。しかし、行政側の捉え方であるため、この辺りはさらに分かりやすい表現にした方がいいといった意見もこの場でいただければと思っている。

委員

今のところ中論点というのは、改善・解決策の見出しとほぼイコールになるのか。

事務局

イコールに近い。

委員

大論点と中論点がそのまま提言する予定の項目であるというわけではなく、あくまで地域のヒアリングで出てきたものを分類したということか。

事務局

中間報告ではもしかするとほぼこれプラスアルファになるかもしれない。最終答申は地域視察で出た以外のことも盛り込んでいただくことになるが、今回の整理表の基は全て地域からいただいたアンケートや地域視察の時に出的意見から抽出したものだけになるため、これだけで全てということでのいいのは分からない。

委員

例えば人財育成・確保の中論点にある「活動参加者の維持・拡大」と「後継者育成」と「支援者拡大策」の3つがどう違うのか分からない。具体的な施策に落とし込んだ時に、これは1つのアクションで全部兼ねてしまうことになるのか。分類自体がそのまま提言内容になった時に、果たしてそれでいいのか気になる。

事務局

委員が言われた人財育成・確保の柱に関しては事務局でも迷っていたところである。活動に参加というレベルには、単純に参加するというレベルと実際に中に入って参画するというレベルがあるのではないかと考える。

大論点の一番上の項目に参加者という表現があるが、ここは例えば郷づくりでやっているイベントに単に参加するような方を想定し、2番目の項目の参画者は実際に郷づくりの中に入る役員や企画を練ったりする方を想定している。また、3番目の項目には、個人的ではなく団体というのも想定されるのではないかとということで、大論点はこの3項目に区分けをさせていただいた。しかし、それだけで網羅できているかは分からないため、これからご意見等いただいた中で、プラスアルファが出てくるかもしれない。

会長

中論点を一目見れば、どういう問題点があったのかが分かる書き方がよい。例えば(1)の大論点に「地域予算制度の見直しの必要性」、中論点に「地域予算制度の検証および改善の検討」とあるが、これは結局何が問題として示されて、何を改善するのが、現状の説明を読んでもよくわからない。論点は1つにつき1つ問題点が見えるような形でまとめていただきたい。

また、「収益事業を行う場合の条件整理」というのは条件が複数あるということであるため、このようにまとめられてしまうと中論点を設けている意味がなくなる。もう少し各論点は分けた方がよい。

事務局

大中小まで論点があり、小論点に細かい内容が書かれているというイメージか。

会長

小論点までは必要ないと思われる。中論点に個別の論点が上がってきたらよい。

また、「収益事業を行う場合の条件整理」の現状の説明に、「非営利団体であるため、納税対象となる収益事業は行わない建て付けとしている」とあるが、非営利団体であるということと収益事業を行うかどうかは別の話である。例えば公益財団法人、公益社団法人も非営利団体であるが日本相撲協会などは収益事業を行っている。非営利団体だから一切収益事業を行ってはいけないということではないため、そこははっきりしておかなければいけない。このように書いてあると、前提が理解されていないという話になってしまうため、修正していただきたい。

事務局

修正する。

委員

(1) 郷づくり推進事業交付金のあり方の「収益事業を行う場合の条件整理」は、拠点のあり方とも深く関わっていると思う。

おそらく収益事業を行う場合の場所は拠点になると思われるが、現在拠点は商業目的の利用はできないとなっている。議論は、「郷づくり推進事業交付金のあり方」と「拠点のあり方」で別々に行うのか。現状の説明がほとんど拠点の話になっているため気になった。

会長

収益事業を行う場所が必ずしも一致するかどうかは別の話になるかもしれない。

説明に指定管理者制度が入っているのは、ここで収益が発生しているため、例として挙げられていると思われる。

事務局

実際に宮司地区が収益事業を行っているというのもあり、指定管理者制度について付け足すような形で書いている。当然色々な収益事業のケースがあるが、現状具体的に書けるものがないという中で、指定管理者制度のことを入れている。しかし、ほとんど拠点の話が書いてあり違和感があるというのも理解できる。少しこの書き振りは工夫して書き換えてもよいのではないかと思った。

会長

委員がおっしゃることはよく分かる。例えば私が関わっている高知県の事例だと、センターでカフェや食堂を運営し、且つ傍にコインランドリーを置いている所がある。そうなると、当然その場所自体で収益事業ができるという前提でなければいけないため、収益事業を行うためには、各拠点のあり方と密接に絡んでくる。

委員

今後の進め方であるが、改善・解決策をこの場で議論し、これを提言しようとして決めていくわけではないということか。(1)や(2)は改善の方向がすぐ出るのではないかと思うが、(3)や(4)は、例えば地域で女性リーダーを育成して女性が参画しやすいような状況を作ろうといった話の中で、もっと人材発掘のための方法・仕組みが必要ではないか等を議論した上で、項目立てというのが出るのかと思っていた。ヒアリングの分類がそのまま提言内容になるというのであれば進め方としてどうなのだろうと思う。

会長

進め方については事務局と話を詰めていく必要がある。これまでの審議会の中でいろんな提言・改善策が語られてきたと思うが、そういったものについては基本的に入れ込んでいく。ただ、これまで十分議論ができていなかったところは当然ある。そういった部分についても、一応正副会長と事務局で、こういったことがあり得るのではないかということを書かせていただきながら進めていければと思う。しかし、内容については、当然審議会メンバーの皆さんに確認いただかなければならない。勝手に書き込んで出してしまうことは絶対はないということはお約束したい。

それでも十分に詰めきれない部分については、引き続き検討していくというように中間報告に書き込み、最終答申に回すということも考えられる。中間報告で書けることについては書き込んでいくが、その多くは、これまで審議会の中で出てきた内容を整理して入れ込んでいくことになると思われる。7月14日でご意見を賜り、8月半ばくらいを目指して、ここにできる限り入れ込んだ形で取りまとめる。それを確認いただく機会を設けた上で、中間報告を出していけたらと思う。

また、資料6の管理運営の手引きを見たところ、かなり詳細なルールになっている。ここまでルール化しなければいけないのかという感じがするが、これはどういったものを参考に作られたのか、経緯を教えてください。

事務局

郷づくりが始まる前に、ある程度広域の交流できる規模のコミュニティセンターが宮司地区にでき上がっていた。これは福津市が整備したのではなく、当時の旧津屋崎町が整備したものである。地域全域をカバーする規模のものが、本来津屋崎地区に3つできる予定であったが、造られる前に合併したという経緯がある。

実は当初の郷づくり拠点は、事務所という機能で始まった。活動するときは、最寄りの体育館や公共施設を小学校から借りるといった形で活動してもらっていた。その後平成25年度の代表者会議で、資料8の整備方針を出した。活動が始まってから6年経ち、当時最も課題となっていたのが、事務所と活動場所が隣接していないため、活動しづらいということだった。それを受け、交流センターという規模で造るとなったとき、問題が面積だった。宮司コミュニティセンターの1,000平米規模の施設は、財政的にも厳しかった。結果、限られた面積の中で活動をしていただき、それでも足りないときは、最寄りの公共施設を使いながら活動していただくということで、大きくても400平米、通常200平米程度の交流センターを造った。自治公民館よりも少し広域な活動も行うことから、この制限というものが自ずとできてきたという話を聞いている。

郷づくり推進協議会と市は無料で、自治会に関しては自治公民館を持っていない自治会もあるため、半額免除となっている。郷づくり地域単位の中の交流ということに資するだろうということで、そこを主においていた。ただ、これから各種団体等とも連携しないと活動も広がらないだろうということで、団体も加えた。また特に、郷づくりが認めれば活用できるという内容を追加した。交流センターは、平日の午前8時半から午後5時以外は事務局員がいないというのが前提であり、時間外の利用に伴う鍵の貸し借りというのは、かなりの責任が伴ってくる。誰彼構わず鍵を貸したときに、責任が取れないということも考え、郷づくりで、この方だったら任せられる、郷づくりに関係がある団体だと認める場合には、時間外、土日祝も貸してよいのではないかと考えた。そこまで利用制限を広げたところで、止まっている。

しかし、これは裏を返せば、郷づくりがこの団体なら任せられるという団体を増やしていけば、制約がある中でも、工夫次第で広げることができるようになっている。

会長

禁止事項だけを定めて、あとは各郷づくりに任せてしまえばよいと思う。その中でうまく回してもらえればよい話であり、仮に支障が出たとしても、郷づくりの方々が自分たちでその失敗を糧にして改善していけばよいだけの話である。あらかじめ、好ましくないことが起きないように、行政が細かくルールを定めて、これでやってくださいというあり方はよくないのではないかな。もちろん郷づくりの方々の中には、丸投げされたら困るという方もいるかもしれないが、郷づくり協議会のご判断で、今あるルールをそのまま踏襲していただいても構わないであろうし、各郷づくりの責任で行えばよいと思う。

社会教育法で公民館施設あるいは公民館類似施設で行える行為がかなり制

限されていることもあり、このルールになっているのではないかと思う。しかし、例えば福岡市では、公民館の利用に関して、かなり緩和をしている。社会教育法第23条第1項において、公民館では営利事業を行ってはいけないという内容になっているが、これについて福岡市は、「この条文は公民館が営利事業に関わるものを全面的に禁止するものではありません。ただし事業者との連携に当たって、下記のような事業は実施できないので、注意しましょう。例えば商品・サービスの販売・契約や宣伝・勧誘・説明・展示を行うことが主な目的である事業、講師謝礼金が著しく高額な講習会等」としている。こういうものは絶対してはいけない、それ以外は判断してと、かなり緩和されている。個人的にはそのくらい緩和してもよいのではないかという気がする。ぜひ“ここだけはだめ”というものを、事務局で考えておいていただきたい。それ以外のものに関しては、福岡市の事例のように、緩和していく方向でいってはどうか。

委員

(3) 人財育成・確保に関わる部分が全体的に弱いと思う。ヒアリングではあまり細かく言われなかったが、本当に今郷づくりでは後継者が少なく、発足当時から頑張っていた人が10年以上経験するなど、私から見ればかろうじて成り立っている状態である。どんなに拠点が立派でも、交付金があっても、活動する人がいないと意味がないため、もっと本腰を入れてかからないといけない。ヒアリングの言葉だけではなく、役員の男女の構成比や、関わりがある方の年代などが出てきてないと、これだけを見ても、具体的にどうしたらよいのかしっくりこない。私のところの郷づくりは、自治会とは関係なく、自発的に部会に入っている方も割といるが、ヒアリングで地域を回り、自治会長が郷づくりの中の部会長をしている地域が多いと感じた。その方に話を聞くと、郷づくりのために何かを変えたくて入っているのではなく、自治会長になったから部会長になっていると言われていた。そうであれば、果たして郷づくりは必要なのか、自治会だけ取りまとめる自治会長連絡会でいいのではないかとなる。ヒアリングで出た意見としては、人財確保に困っているが、どうしたらいいか分からないというものが多かったように思う。

会長

確かに(3)人財育成・確保と(4)市の関わり方は、まとめ方が漠然としすぎて、個別の論点や問題点が見えにくい。ここはもう少し丁寧にまとめていただきたい。郷づくりに関わりを持たない人というのは、関わったら引き込まれて抜け出せなくなるのではないかという恐怖感がある。さらに、関わって大変だったこと、面倒くさいことがあると、継続的に関わろうとしない。これまで通りのやり方ではなく、見直しを図りながら、負担軽減を図っていくようなことも人財獲得という点では重要な施策の一つになると思う。しかし、今の整理表の分け方だと、そういったことが入ってきにくい。この場で議論がなされ、関係しそうなことを入れ込みやすい整理表の形になるとよい。

委員

先ほど会長から、ルールを細かく決めすぎではないかというご指摘があったが、私も同じ考えである。市がやりたいことを地域にやってもらうのではなく、共働という対等な立場でやっていくことが目指す姿であるならば、これだけはやってはいけないということを列挙し、その他は郷づくり側で考えていただくという方が、運営する側も主体的になっていくのではないか。

また、人財育成については、もう少し詳しい方がいいのではないかという意見もあったが、自分自身の体験や事例から、人財育成は仕組みだけでは解決できないところもあると感じている。現在中心になって活躍されている60、70代の方々の、若い人に対しての眼差しを少し変えていくという心持ちも大切である。自分たちがやりたいことを若者にやらせるとか、やらなければならないという目線ではなく、若者がやりたいことを応援するような目線も大事だと思う。人財育成については、やり方だけではなく、あり方という部分もあるというのを認識をしておかなければ、うまく回らないのではないか。

会長

委員の話を聞いて思いついたが、バススクールに集まっている方々が講師となり、郷づくりの中心の方々に受講していただくのも一つの方法かもしれない。どう発想を変えていただくかという話を聞いていただきながら、なにが地域でやろうと思っているけど地域に関わりきれていない若者たちとの出会いを果たしていただく。そういうきっかけの場になるかもしれない。

委員

交流センターの使用料は、なぜ10円単位の端数が付いているのか。端数があると計算も大変になる。

事務局

端数は消費税の改定が影響している。10円というのは10%が付いたという計算である。実はちょうど、市の施設全体の使用料の見直をそうという取組が行われているが、まだ決定はしていない。現状この10円というのは、消費税が10%に改定したことを受け、端数が付いて切りが悪くなってしまっているが、もともと端数はなかったようである。しかし、切りが良くなるかは、これからの議論次第である。

会長

ある程度細かくルールを定めたほうが、現場が楽という面もあるが、指定管理者制度のように、条件を定めて、他は指定管理者のほうで柔軟に行ってもらうなど、現場にある程度の裁量を与えていくという方法もある。やはり定め方としては現状細かすぎるため、もう少し柔軟に運用できるようにしたほうがよいと思う。また、市は使用料条例を定める必要があるが、その中でコミュニティ関係は、定め方をもう少し見直していくことが必要だと思う。

委員

郷づくりと自治会の役割や関係については、この論点の中には入らないのか。

会長

今回の地域視察で、郷づくり協議会によって自治会との関係性が異なることが分かった。そのため、こうあるべきだということとは言えない。郷づくりの傾向を大きく2つに分けると、自治会の延長線上で活動し、郷づくり協議会が自治会ができなくなってきた部分でカバーするという傾向と、自治会と違う形で展開していく傾向があった。個別の論点というよりも全体の話として言及していくことになると思う。

また、資料1の中間報告の骨子案の順番についてご検討いただきたい。

「1.はじめに」に(1)(2)(3)とあるが、(3)地域コミュニティによる地域自治推進の重要性が最後に来るとするのは違和感がある。最初に(3)を持ってくることで重要性を示し、だから福津市ではこういうことをやっている。その現状はこうだが、こんな問題点がある。その問題点をクリアするために今回答申を出すという流れにして、「2.」に繋げたほうがよい気がする。

委員

拠点の利用については、会長も言われたように、これだけはだめということ以外は自由にさせてもらえたら、地域の方も郷づくりとしても使いやすくなると思う。

また、人材育成に関しても、このままだと本当に人が足りない。人が足りないということが問題であるのに、この整理表のままであれば何も変わらないのではないかと思う。もう少し市が具体的にどうしていくとか、郷づくりで具体的にどうしていけばいいのか詰めていかなければ、このまま郷づくりに持って帰った時に、これは何を話し合ってきたのかと言われる気がする。

3. 郷づくり地域との対話の場について

事務局

対話の場は、7月14日の13時から16時を予定しており、宮司コミュニティセンターで開催する。ファシリテーターは委員に内諾をいただいている。地域からの参加者については、各協議会から3名まででお願いしており、今月中に参加者が出そう予定である。参加者は、委員を含め最大33名になる。

この場では内容について相談したい。現在地域には、中間報告に向けて話し合いを進めていく中で、地域との対話の場を設け、5本の柱をテーマとして情報交換をしていくと投げかけ、詳細は決まり次第連絡すると伝えている。この対話の場を、どういう内容で進めたらいいか、委員の皆さんの意見やアドバイスをいただきながら詰めていきたいと思っている。

会長

対話の場は、ワークショップ形式で行うイメージだったが、委員のイメー

ジはどうか。

委員

私もワークショップ形式をイメージしていた。やり方としては、4、5人のグループで意見を出し合い、時々席替えをしながら、最後はグループごとに発表してもらうのがいいのではないかと考えている。

事前に、ワークショップの位置付けがどういうものなのかということ、明確に説明しておく必要もあると思う。例えば、ここまでは決まっていることで動かさないが、ここはまだ変更できる余地がある、といった前提条件を明らかにしておく必要があると思う。また、ワークショップの最後には、いただいた意見をどこでどういう形で返すかということ伝えておくことも大事である。

会長

私のイメージでは、各柱について事務局から説明した上で、各柱ごとに、グループに分かれて意見を出していただき、上がった意見について記録しておく。骨子案全体について意見を伺う時間があってもいいかもしれない。対話の場が終わった後、出てきた意見について整理した上で、その意見が最終的に、中間報告にどう反映できたか、反映できなかった場合はその理由も併せて、エクセル等で一覧にして公表するというイメージあった。

今のところ、ここは動かさないという部分はあるか。

事務局

5本の柱は不動と考えている。その他は、中間報告であるため、かなり自由な段階だと思う。しかし、交付金は行政側で補助金という性質で括られるため、税金を原資とする以上は、財政の規律やルール上の制限はある。そういった制限以上のことを言われたい限りは、ある意味自由に意見をいただいて構わないと思っている。

会長

今の話をまとめると、柱は動かさないという中で、自由に意見をいただく。しかし、意見をいただいても、行政側には一定のルールや財政的な制約があるため、できないことはできない。全てが受け入れられるわけではないことはあらかじめご了承ください、できない理由は説明するということである。

委員

対話の場は、何時から何時を予定しているか。また、予定時間は郷づくりにも案内しているか。

事務局

今のところ13時から16時の3時間で予定している。確定とは伝えていないため、少しの変更は可能である。なお、郷づくり推進協議会には予定時間を伝えている。

委員

できるだけたくさんの意見を出していただきたいため、「時間がないのでこの辺で切り上げます」というのは望ましくない。できるだけ長い時間を取るとするならば、事前に4時間取っておき、前倒しで終われば3時間で切り上げたり、話が長引いてしまえば最大4時間まで取ったりという方法もあるのではないかと。実際に、別の自治体で、公共施設を建てるという話し合いの場で5時間取ったことがある。とにかく意見が出尽くすまで出してもらおうということが、かなり有効だった気がする。一方で、最大4時間とか最大5時間という言い方をすると、そんなに長いのは面倒くさいから行かないと言われる可能性もあるため、あまり長すぎてもいけないのかもしれないという思いもある。3時間から5時間の間で、どのくらいが一番合理的かをご検討いただきたい。

会長

原則3時間と言っているが、最大1時間伸ばすといった表現にすることは可能か。

事務局

改めて正式な案内をする際には、延長の可能性があるということを書こうと思っている。会場自体は16時以降も使用できるように予約している。しかし、「聞いていない」とならないためにも、あらかじめ延長する可能性があるということを含んだ案内を出しておき、当日冒頭にもその辺りを触れた方がいいと思う。

会長

当日はワークショップ後に、この場に集まって委員の皆さんの意見等を聞くのが良いのではないかと思います。

事務局

可能であれば、宮司コミュニティセンター内の別の部屋を予約し、その部屋で振り返りができればと思っている。

事務局

柱ごとのグループに分けてワークショップをする前提の、説明の範囲について伺いたい。ワークショップをする材料として、事務局でどこまでを皆さんに伝えた上で始めればよいか見えてない。柱はこれで、今こういう論点で話をしており現状はこうであるという説明までなのか、こういう改善策があると思っているということまでを話すのか、あるいはその他の方法なのかという部分が見えていないため、ご意見をいただきたい。

会長

今後も詰めていく必要があるが、改善策まで出し、この改善策でいいのか、他の方法があるのではないかとといった意見がたくさん出たらいいと思っている。話し合ってもらおうことが中心であるため、事務局の説明が細かく長時間になってはいけない。こんな論点があり、これについてこんな提案があ

るといった説明をして、本当に説明が必要なところに関しては最小限に触れていただく程度でよいと考えている。

事務局

審議会としてこんな改善策があると考えているというのを、7月14日の前にある程度固めておく必要があると思うが、その手順はどういう流れを考えておられるか。

会長

まず、今までの審議会の中で既に出てきているものを当てはめていただく。それについて正副会長と相談しながらさらに埋めていく。もし、時間的に余裕があれば、委員の皆さんにお見せした上で、ご意見を賜れると一番よい。もし委員の皆さんのご意見を賜る時間があれば審議会案として出し、そうでない段階であれば、正副会長案という形で位置づけたほうがよい。

委員

ワークショップの場で郷づくりの方と話す際に、委員が気を付けておいた方がよいことがあれば教えてほしい。

委員

良い、悪いとはっきりと言われる方が多い気がする。郷づくりの方は、ワークショップを経験されたことのある方が多いのか分からないが、ワークショップは正解を出す場ではなく、いろんな意見を出し合う場である。

以前、私の郷づくりでワークショップを行った時は、自分の意見は口頭で言うので付箋や模造紙には書きたくないという方もいた。始める前に、このワークショップとは、いろんな意見を出す場であり、決して結論を出す場ではないといった説明があったほうがよいと思う。

また、本当はなるべく女性も参加してもらいたい。おそらく男性がほとんどだと思うが、地域の人口の半分は女性であるため、女性もなんとか出てもらえるようになれば有り難い。

委員

委員がおっしゃることは大変よくわかる。ワークショップの考え方としては、声の大きい人ばかりの意見を取り入れるわけではないということはもちろんと話した上で、普段はあまり物を言わない方の意見も、できるだけ表に出してくるような工夫はしたいと思っている。

また、事務局の方に伺いたいのが、郷づくり推進協議会の役員でなければ参加できないのか。市民は必ずどこかの郷づくりに入っているため、役員以外も来られる場にするというのもあるのではないか。例えば、バスケットの皆さんにオブザーバーとして入ってもらおうと、雰囲気が変わってよいと思う。先ほど私が、郷づくりの役をお持ちの方のあり方も変えていかなければ、若い人たちもなかなか入って来ないということを申し上げたが、バスケットの皆さんが、仮に声の大きい人が騒ぎ立てるような場面を体験すると、かなり驚くと思う。そういった空気感も味わってもらおうというのも一つある気がする。あるいは、別の前向きな意見を言ってもらえることもできるのではないか

と思う。

会長

非常によい提案であると思う。最低限、各郷づくりから3名出ていただくイメージであり、それ以外の方の参加を排除するという趣旨ではないと思っているが、会場の関係上それは可能か。

事務局

代表者会議内で正式に依頼するにあたり、会場やグループ分けを考えて、郷づくりで3名までという案内をしている。その3名の属性は特に指定していないが、おそらく大半は代表者会議のメンバーか、事務局の方で考えておられるのではないかと推測はつく。まだ参加者が出揃っていないため、どういった方が参加されるかわからないが、性別や人数などの細かい指定はしていないため、男性ばかりになるという可能性はある。

このワークショップは最大計33名と、代表者会議で伝えてしまっている。すでに依頼をしてしまった以上、これを今から変えられるかは、事務局の一存というよりは、代表者会議の会長と相談してからの話になる。現行、すでに募集をしている中で、途中で切り替えるというのは、事務局としては、かなり危険ではないかと考える。

委員

人数制限がないというのも、難しいのではないか。

会長

バスカールのメンバーは何人いるか。

事務局

1期生が23名、2期生が21名で、2期生は6月11日（日）からスタートする。しかし、仕事をされている方が多いため、平日の日中にどのくらい来ていただけるかわからない。

また、審議会の委員や郷づくりの役員以外の人も混ざった方が、新しい前向きな空気が要素として生まれるのであれば、未来共創会議の会長と相談の上、未来共創会議の委員やキッカケラボのスタッフが参加するといった、別の方法もあるのではないかと思う。

会長

一般の方まで広げずとも、今言われたような形で参加していただく方は、郷づくりの皆さんにとっても繋がれるチャンスになるため、それに対して反対はされないのではないか。

委員

若い方が参加するというのは刺激になるのではないかと思う。ワークショップに慣れておられるという意味でも、よいワークショップにはなるのではないか。

会長

ワークショップのメンバーは、キッカケラボやバスクールの生徒までは参加者を広げるとして、それに加えて、ワークショップが開かれているという意味合いで、傍聴者を一般にも広げておくというのでもいいのではないかと。

事務局

傍聴者をどう募るかということもあるが、私の中で最も気にするのは、そういうことを事前に伝えずにするということである。もし一般にも広げるのであれば、代表者会議で伝えたメンバーとは違うということに関して、現時点で郷づくりにお伝えしてからであれば、あり得るのではないかと。

会長

7月14日の位置付けが、第9回共働推進会議と兼ねているのであれば、傍聴は認めざるを得ないのではないかと。

事務局

位置付けは第9回共働推進会議である。しかし、代表者会議の説明で、この対話の場は審議会であるため、基本公開するといった細かい部分を強調して伝えていなかった。そのため、当日参加して、こういうこととは聞いていなかった、とならないために事前に説明しておく必要があると思う。

会長

審議会の委員も、ワークショップのどこかのチームに入っていくというイメージでよいか。

事務局

審議会の委員と地域から3名以内で、計33名がワークショップをするというイメージでご説明していた。

委員

代表者会議で説明したことを、このように変更すると伝えるよりは、会長に説明したところ、審議会の一部であるため、もう少し人を入れるような指示があったと説明すればよいのではないかと。会長はどう思われるか。

会長

それで構わない。

委員

代表者会議では、共働推進会議の委員と地域代表の3名との対話という表現で伝えられていた。代表者会議の会長名で、ワークショップについても少し触れて、事前に案内していた方がいいのではないかと。

事務局

代表者会議の会長と相談しながら考えたい。

4.その他

会長

次回は7月14日（金）13時から宮司コミュニティセンターで開催するが、正式な案内は改めて行う。可能であれば、14日より前に、改善策を記入したような整理表について、委員の皆さんにご確認いただく機会を設けたいと思っている。

委員

論点整理表を見ても、これは何を言っているのかが一目で分からない。必要性と書いてあるが、あくまでこれは答申であるため、必要性というのは当たり前。例えば、運営ルールの改善や収益事業実施条件の緩和など、もう少し分かりやすく何をするのかということを書き、必要性などとぼかさずに、具体的に書いたほうがいいのではないか。はっきりと書いたほうが、地域の人の目に入ったときに、分かりやすいと思う。

また、これは何の課題に基づいてやるのかということというのが分かるように出したほうがいいのではないか。例えば、こういった地域の課題があるため、こういった施策で改善していくというのが見えたほうが、そもそもなぜこの算定方式の見直しが必要というのが問題視されたのかという部分も分かりやすくなるのではないかと思う。

会長

「必要性」など言葉の説明があったが、これは事務局として押さえておけばよい話であるため、対外的に出すときは、必ずしも強調しなくてもいいのではないか。先ほど私も申し上げたが、少しまとめすぎて何が問題なのか分からない。何が問題なのか分かる表現で端的に書いていただきたい。

また、挙がってきた具体的な問題点が、論点の隣に簡単に説明されているといいのではないかと思う。表の作り方に関しては、事務局で検討していただきたい。

会長

それでは、以上で本日の会議は終了とする。